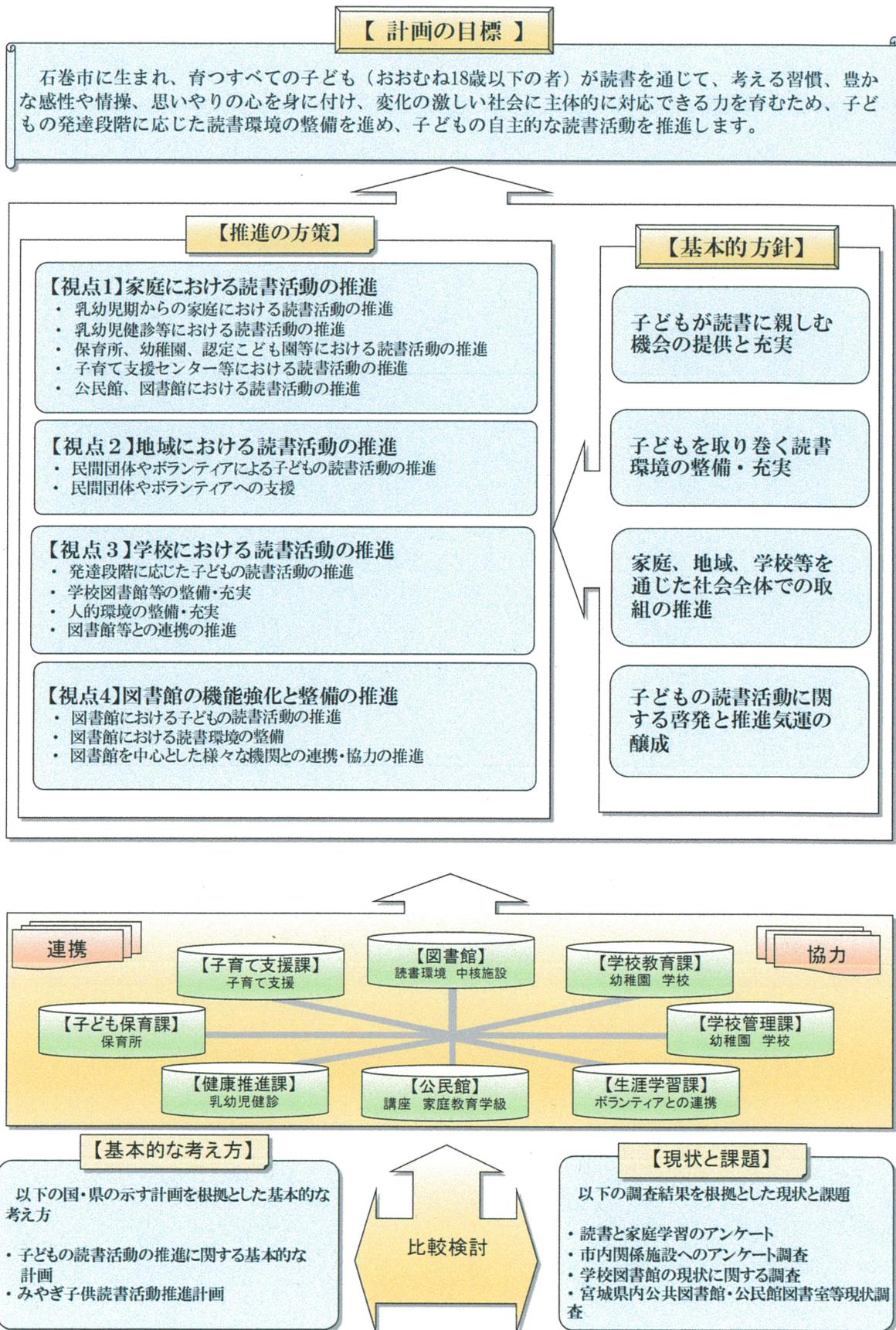


【資料－1】計画の体系図



【資料－２】 発達段階と発達的特徴、読書興味の発達段階

年齢	発達段階		発達的特徴	読書興味の発達段階
0-4	(前読書期)		話し言葉で通信をしている段階。 文字の存在を意識し、絵本に興味を示す。	まわりの大人からの言葉かけやスキンシップ、本の読み聞かせなどにより、本の楽しさや心地良さを感じながら、言葉や物を覚え、コミュニケーションのための言葉や、将来にわたる基本的信頼感を習得する。 「子守り話」や「おとぎ話」など、知性の芽生えを育てるものや、美しい心情をはぐくむものの読み聞かせが適している。また、「生活絵本」、「観察絵本」、「鑑賞絵本」など絵本に親しみ始める時期でもある。
4-6	読書入門期	読書レディネス期	読み聞かせをせがむ時期。「この字はなんという字？」などと親に尋ね、字を覚えていく。	この時期に興味をもつのが「昔話」である。「昔話」とは、①“むかしむかしあるところに”で始まり、時と所を超越した現実から遊離した世界であること、②素材は子どもの身の周りの生活環境からとられていること、③魔法や奇跡が起こること、④物語としての一貫性があり、白と黒とが明白に分かれること、などを特徴としている。
		読書開始期	かな文字が読めるようになる。 1字ずつの拾い読みのため、時間がかかる。今まで読んでもらった本を自分で読もうとする。	
6-9	初歩読書期	独立読書開始期	意味が簡単で、未知の語があまり出てこない文章を、ひとりで読み始める。 速度は遅いが、読むことは楽しいことを実感する。	この時期には、「昔話」の形式を短くして、そこに単純なモラルを加えた「寓話」に興味を持つ。また、同時に、偉人の幼年時代のエピソードである「逸話」にも興味を示すようになる。
		読書習慣形成期	本を読む習慣が付き始める。 語彙の量が増え、新しい言葉が出てきても、推測しながら文意をつかむことができるようになる。	
9-13	多読期	基礎読書力形成期	初歩の読書技術が身につく時期。 本を終わりまで読み通すことができるようになる。 また自分の考えと比較しながら読むといった、創造的な読み方ができるようになる。	この時期になると、読書興味も多方面に分化する。主には、「少年少女物語」が大きな幅を占めるが、このほかに、「推理物語」、「冒険物語」、「偉人物語」、「発明・発見物語」などを好んで読む。 思春期を迎えるこの時期は、偉人や英雄の人間の苦悩を扱った「伝記」に興味を示す。また、現実的な問題として、「職業」や「進路」に関する主題にも興味を持つ。
		無差別多読期	読書技術が発達して多読になり、目的に応じた読書が出来るようになる時期。 自発的になんでも読むようになるが、本の選択はまだ不十分である。 理解と記憶がよくなり、読みの速度も大幅にアップする。	
		選択的多読期	語彙の量が飛躍的に増加。 内容を評価したり、鑑賞することができる。 この段階で発達をとまる者、以後かたよった面だけが発達する者が出てくるおそれがある。	
13-18	成熟読書期	共感的読書期	読書による共感を求めて、それに適合する読書材を選択する。 多読の傾向は減少し、共感したり、感動する本に出会うと、何度も読む。	この時期になると、恋愛小説などの「大衆文学」や「純文学」などに興味をいだく。 高校生後期から大学生にかけての時期には、自分とは何かを問い、アイデンティティ (Identity) の確立に向けて、「思索書」や「哲学書」、「宗教書」などを読む者が出始める。
		個性的読書期	読書の目的、資料の種類に応じて、適切な読書技術によって読むことができる成熟した読書人としての水準に達する時期。 学術論文なども読むことができるようになる。	

(出典：徳田克己執筆読書教育研究会編著「読書教育通論」学芸図書株式会社、黒古一夫・山本順一編著「読書と豊かな人間性」学文社より)

【資料-3】取組項目一覧表

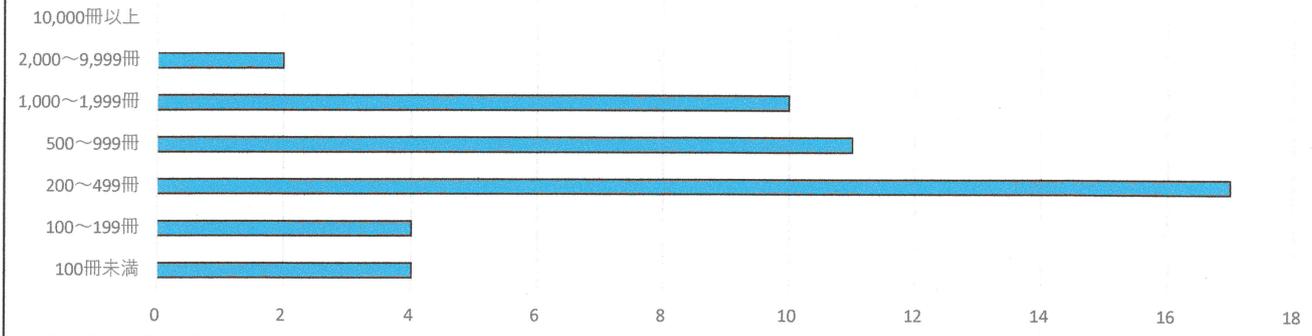
推進の方策	推進担当課	健康 推進	子育て 支援	子ども 保育	学校 教育	学校 管理	公民館	図書館	生涯 学習
1 家庭における読書活動の推進									
(1) 乳幼児期からの家庭における読書活動の推進									
1	読み聞かせ（絵本や物語に親しむ）							○	○
2	家読（うちどく）							○	○
3	啓発活動							○	○
(2) 乳幼児健診等における読書活動の推進									
1	ブックスタート事業	○						○	○
2	研修機会の創出							○	○
(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等における読書活動の推進									
1	読書活動の充実			○	○				
2	本の貸出			○	○				
3	図書館との連携			○	○			○	
4	行事の開催			○	○				
5	図書の整備			○	○	○			
6	職員向け研修・啓発機会の創出			○	○			○	○
7	連携体制の整備			○	○				○
8	保護者向け研修会・啓発活動			○	○			○	○
(4) 子育て支援センター等における読書活動の推進									
1	読書活動の充実		○						
2	絵本整備・充実、貸出推進		○						
3	研修・啓発の機会の拡大		○					○	○
4	民間団体やボランティアによる読み聞かせ		○						○
5	保護者への普及・啓発		○					○	○
6	情報提供・活動支援		○					○	○
(5) 公民館、図書館における読書活動の推進									
1	民間団体やボランティアとの連携		○				○	○	
2	出前講座							○	
3	行事の開催						○	○	
4	図書館の環境整備							○	
5	職員向け研修・啓発機会の創出							○	○
6	保護者向け講座・講演会						○	○	
7	公民館での研修会						○		○
2 地域における読書活動の推進									
(1) 民間団体やボランティアによる子どもの読書活動の推進									
1	民間団体やボランティアによる読書活動の充実	○	○	○	○			○	○
2	家庭・地域文庫の利用拡大								○
3	学習機会の創出							○	○
4	ボランティアによる活動				○				○
(2) 民間団体やボランティアへの支援									
1	ネットワークづくりの推進	○	○	○	○			○	○
2	活動の充実と活性化の支援								○
3	団体貸出の利用促進							○	
4	民間団体やボランティアの活動支援						○	○	○
5	広報活動							○	○
6	研修会等の支援								○

推進の方策		推進担当課	健康 推進	子育て 支援	子ども 保育	学校 教育	学校 管理	公民館	図書館	生涯 学習
3	学校における読書活動の推進									
	(1) 発達段階に応じた子どもの読書活動の推進									
1	全校一斉の読書活動					○				
2	多様な読書活動					○				
3	行事の開催					○				
4	石巻教育研究会学校図書館研究会との連携					○				
	(2) 学校図書館等の整備・充実									
1	計画的な図書整備						○			
2	学校図書館の情報化					○	○			
3	学校図書館、学級文庫等の環境整備					○	○			
4	障害のある児童・生徒への支援					○			○	
	(3) 人的環境の整備・充実									
1	学校関係者への研修・啓発機会の創出					○			○	○
2	学校司書の配置					○				
3	選書の指導・情報提供					○			○	
4	地域のボランティアの発掘と活用					○				○
	(4) 図書館等との連携の推進									
1	良書に出会う機会の拡大					○			○	
2	連携の充実					○			○	
3	利用の手引きの配布					○			○	
4	講座や研修会・講演会の開催					○		○		○
5	放課後児童クラブの図書整備			○						
4	図書館の機能強化と整備の推進									
	(1) 図書館における子どもの読書活動の推進									
1	事業・取組の充実								○	
2	行事の開催								○	
3	養成講座の開催・活動機会の提供								○	○
4	研修会の開催								○	○
5	情報提供の充実								○	
	(2) 図書館における読書環境の整備									
1	図書購入費の充実								○	
2	スペース確保								○	
3	レファレンス・サービスの充実								○	
4	多様な子どもたちへの支援								○	
	(3) 図書館を中心とした様々な機関との連携・協力の推進									
1	団体貸出の推進	○		○	○				○	
2	関係施設への情報提供								○	
3	子どもの登録者数の拡大	○	○	○	○				○	
4	学校図書館との人的交流・連携					○			○	
5	社会教育施設との連携								○	○

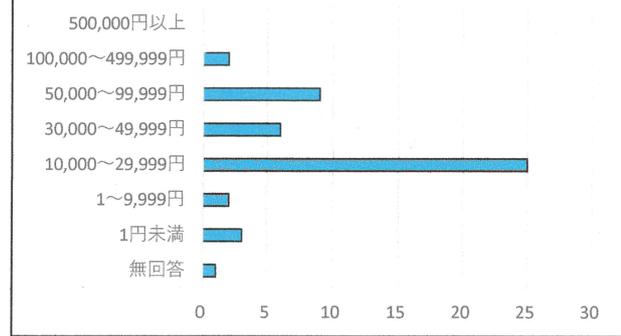
【資料－４】 保育所、幼稚園、認定こども園等における読書環境の現状

(市内４８施設からの回答)

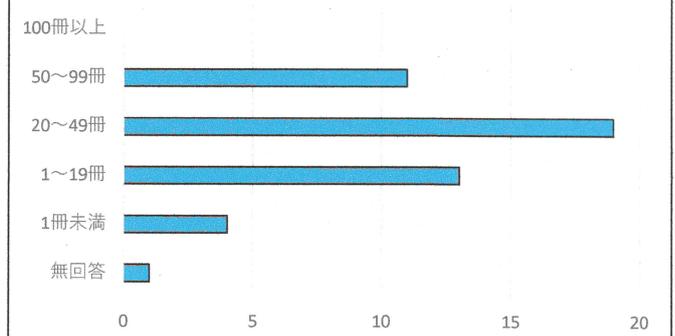
[1] 所蔵冊数



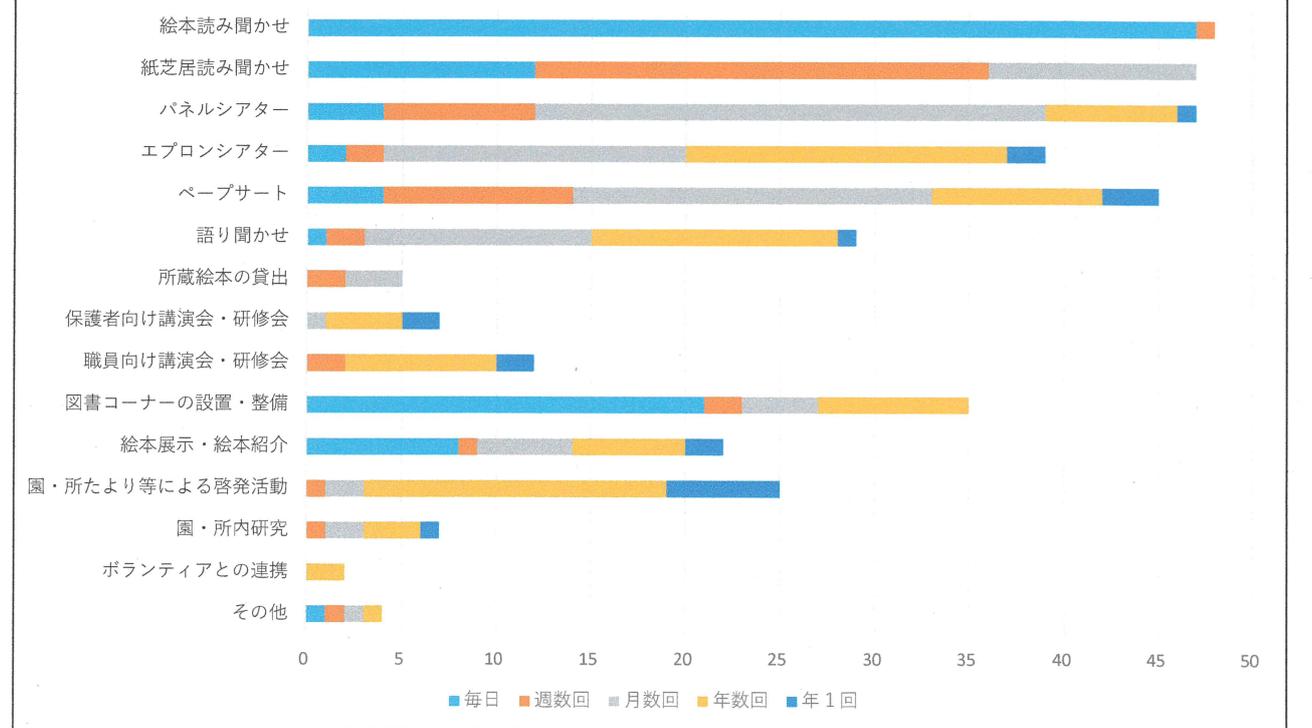
[2] 令和４年度図書購入費



[3] 令和４年度図書購入冊数

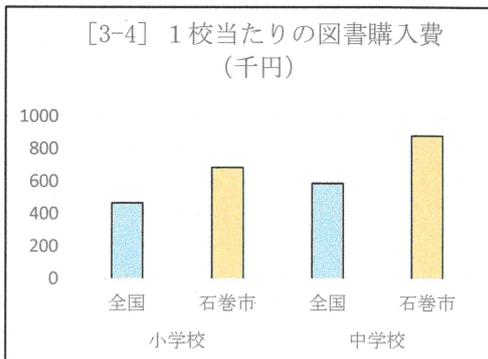
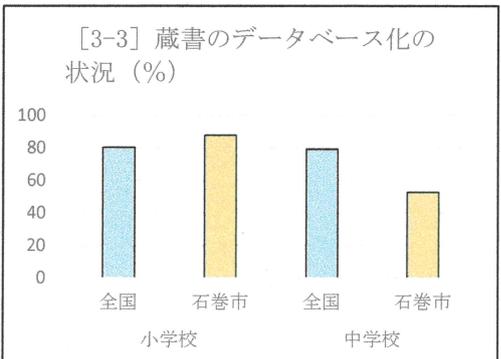
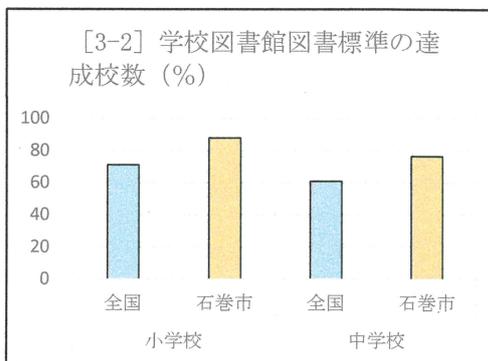
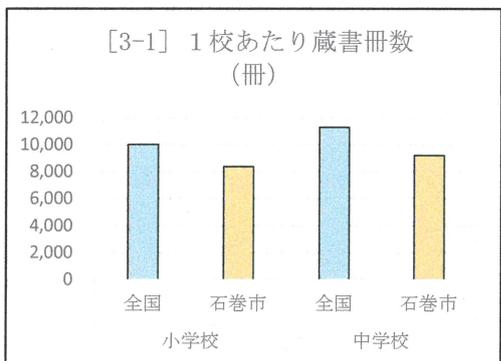
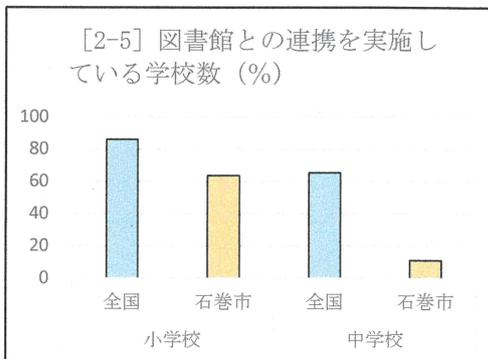
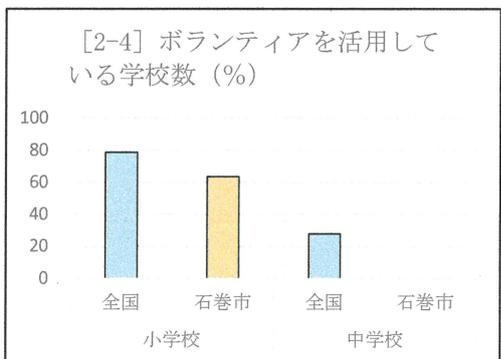
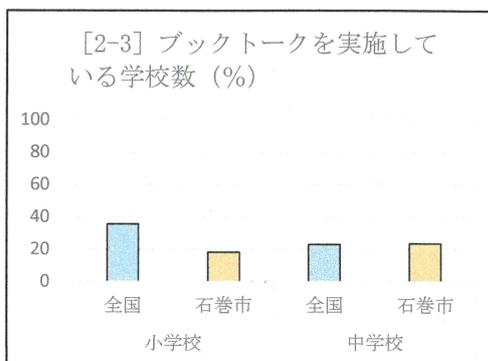
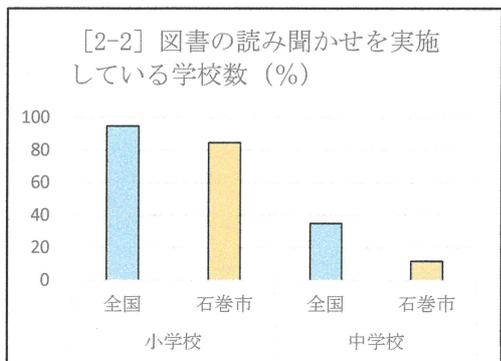
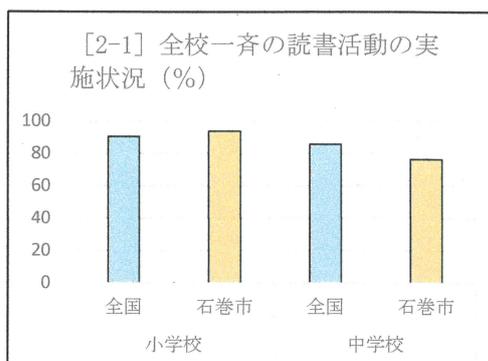
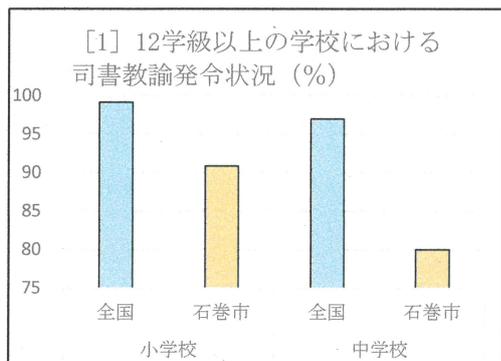


[4] 子どもの読書活動に関する活動の実施状況

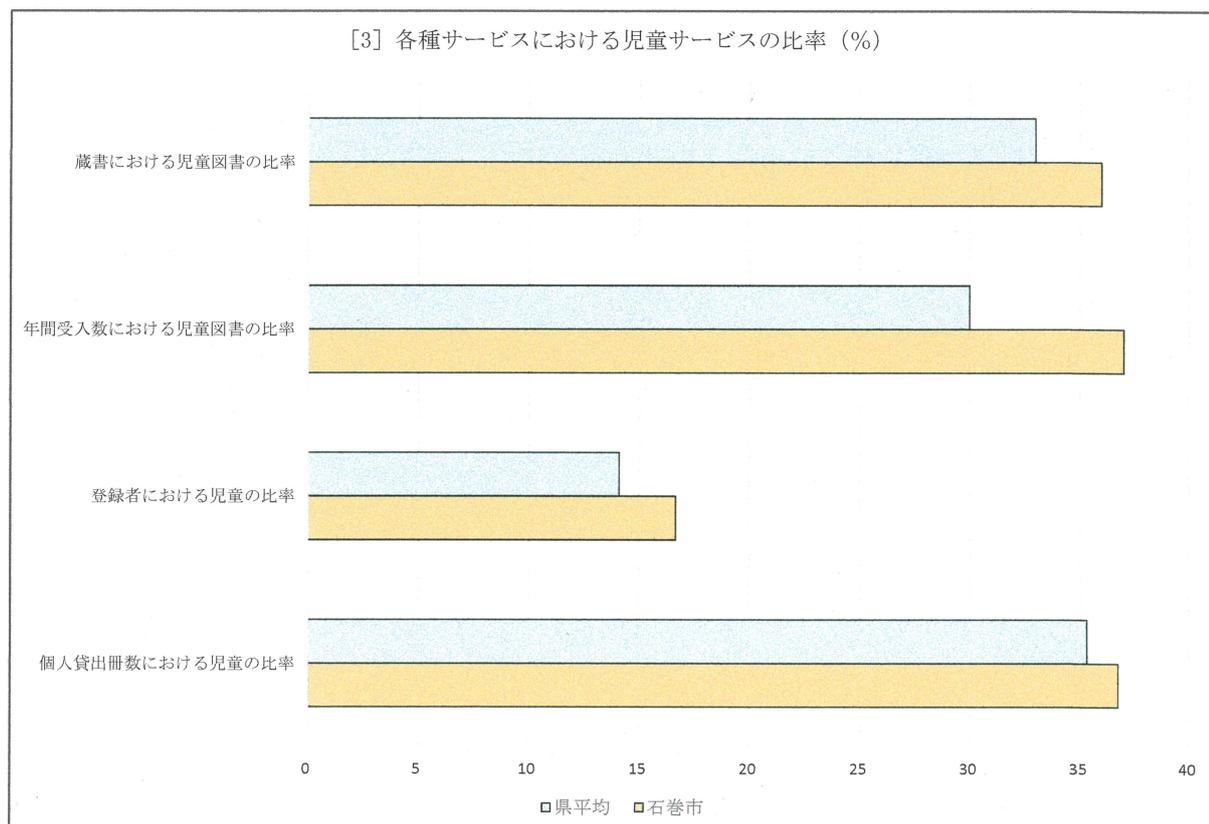
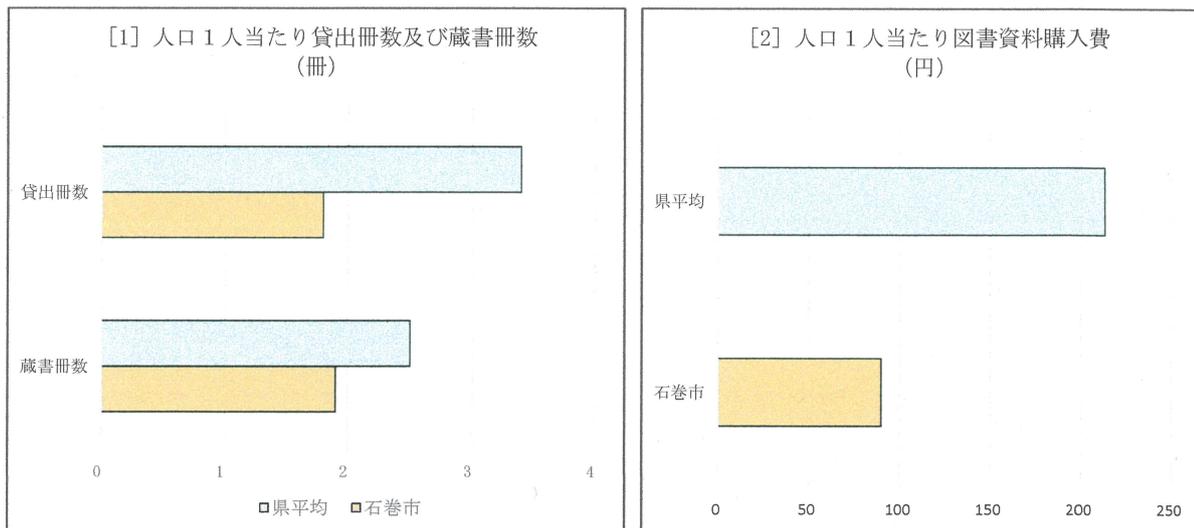


※横軸はすべて施設数

【資料－5】学校における読書環境の現状



【資料－6】子どもの読書活動に係る図書館と県内市町村図書館平均との比較



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。